

株式会社エー・ピーカンパニー定款

(2020年10月1日より株式会社エー・ピーホールディングスに社名変更)

2006年6月5日	商号変更により設立
2007年3月6日	一部改定
2008年8月31日	一部改定
2010年6月25日	一部改定
2011年3月1日	一部改定
2011年6月29日	一部改定
2012年3月15日	一部改定
2012年6月27日	一部改定
2013年2月1日	一部改定
2013年6月27日	一部改定
2015年6月26日	一部改定
2020年6月25日	一部改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社エー・ピーホールディングスと称し、英文では、AP HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 飲食店及び食品販売店の経営
2. フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店指導
3. 養鶏場及び牧場の経営
4. 漁業
5. 農業
6. 食肉魚介類の処理、加工及び販売
7. 食品の加工、流通、輸出入及び販売
8. 酒類、清涼飲料水その他の飲料の製造、輸出入及び販売
9. 食肉魚介類、食品並びに酒類、清涼飲料水その他の飲料の宅配
10. 経営コンサルタント業
11. 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介
12. 投資事業組合への出資及び出資の募集
13. 投資事業組合財産の運用
14. イベントの企画、情報収集及び情報提供
15. 労働者派遣事業及び職業紹介事業
16. 物流システムの開発に関する業務
17. 倉庫業
18. 食育施設及びレジャー施設の企画及び運営
19. 美容食品等の製造及び販売
20. 経営、労務及び経理事務等の事務代行
21. 金銭の貸付及びその代理、金銭の貸借の媒介並びに保証
22. ホテル、結婚式場及びそれに類する施設の企画、運営及び管理
23. 結婚披露宴、会食、宴会及びパーティの企画、運営、実施、幹旋及び紹介
24. インテリアデザイン、グラフィックデザイン及びWEBデザインの企画及び製作
25. 工業デザイン及び商業デザインの設計、製作、請負及び管理
26. 古物の売買及びレンタル
27. 食器、雑貨及び衣類等の製造、加工、販売及び輸出入
28. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月末日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 当会社の監査等委員でない取締役は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。

3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合に更に短縮することができる。

4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ときは、取締役会の承認があったものとみなす。

5. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役への委任）

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（非業務執行取締役との間の責任限定契約）

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第25条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合に更に短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第27条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

（事業年度）

第28条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

（剰余金の配当）

第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附則

(監査役との間の責任限定契約に関する経過措置)

第1条 2020年6月開催の第19期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第30条の定めるところによる。

(定款変更の効力発生日)

第2条 本定款第1条の変更の効力発生日は2020年10月1日とする。

2. 本条は、前項の効力発生日をもって削除する。

以 上